

独立行政法人放射線医学総合研究所定年制職員等給与規程

平成18年4月1日
18規程第77号

最終改正 平成22年11月26日
22規程第44号

目次

第1章 総則（第1条－第13条）	2
第2章 給与	
第1節 俸給（第14条－第25条）	4
第2節 諸手当（第26条－第48条）	6
第3章 給与の特例（第49条－第53条）	17
附則	19

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人放射線医学総合研究所定年制職員就業規則（18規程第68号。以下「就業規則」という。）第24条及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条の規定に基づき、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する、任期の定めのない職員（以下「職員」という。）及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付研究職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び任期付研究職員業績手当とする。

3 前2項の規定に関わらず、外国において勤務する職員の給与については別に定める。

(重複給与の禁止)

第4条 職員が研究所において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはできない。

(給与の支給)

第5条 職員の給与は、次条に定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があつた場合において、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

3 いかなる給与も、法律又は諸規程に基づかずに職員に対して支給しない。

4 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与からの控除)

第6条 次に掲げるものは給与の支払いの際、控除する。

(1) 法令で定めるもの

国家公務員共済組合掛金、所得税、地方税、雇用保険料、国家公務員有料宿舎使用料
その他法令で定めるもの

(2) 労基法第24条第1項ただし書きに基づく労使協定によるもの

(給与の支給日等)

第7条 職員及び任期付研究職員の給与（期末手当、勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が就業規則第21条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最もその日に近い休日でない日。）とし、その月の月額的全額を支給する。

（職員が死亡した場合の給与の支給）

第8条 職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給する。

2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条に定めるところによる。

（非常時払）

第9条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であっても、請求の日までの給与を第11条に規定する日割計算により支給する。

（給与の減額）

第10条 職員及び任期付研究職員が勤務しないときは、休日（独立行政法人放射線医学総合研究所職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規定（以下「勤務時間規定」という。））第8条の規定により振替日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる振替日（以下「振替日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の日割計算等）

第11条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給等により給与額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員及び任期付研究職員が退職し、又は解雇された（以下「退職等」という。）ときは、その日まで給与を支給する。但し、退職した職員が即日国家公務員、他の独立行政法人の役職員又は国立大学法人の役職員となったときは、給与の支給はその前日までとする。

3 職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

（給与の支給規則）

第12条 給与の支給に関し必要な事項は、給与の支給規則で定める。

（勤務1時間当たりの給与額）

第13条 この規程における勤務時間1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び初任給調整手当の月額の合計に12を乗じ、毎年4月1日を起算日とする年度の総勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第38条及び第40条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、当該勤務が第37条に規定する特殊勤務手当を支給されることとなる特殊な勤務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間あたりの特殊勤務手当額を前項の規定による額に加算した額とする。
- 3 前項によって算定した金額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給)

- 第14条 各職員の受ける俸給は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 2 俸給は、勤務時間規程第2条から第6条及び第8条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規程に定める役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び任期付研究職員業績手当を除いた全額とする。

(俸給表)

第15条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職俸給表 (別表第1)
- (2) 研究職・技術職俸給表 (別表第2)
- (3) 医療職俸給表 (一) (別表第3)
- (4) 医療職俸給表 (二) (別表第4)
- (5) 医療職俸給表 (三) (別表第5)
- (6) 任期付研究職員俸給表 (別表第6)

2 各俸給表の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 事務職俸給表は、研究職・技術職俸給表、医療職俸給表 (一)、医療職俸給表 (二) 及び医療職俸給表 (三) の適用を受けない職員に適用する。
- (2) 研究職・技術職俸給表は、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究・調査研究業務又は技術・開発業務に従事する職員に適用する。
- (3) 医療職俸給表 (一) は、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。
- (4) 医療職俸給表 (二) は、調剤に従事する薬剤師、栄養管理に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び歯科衛生士である職員に適用する。
- (5) 医療職俸給表 (三) は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。
- (6) 任期付研究職員俸給表は、任期付研究員法により採用された職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級 (任期付研究職員は号俸) に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、初任給、昇格、昇給等の基準 (以下「初任給等基準」という。) により、定める。

(初任給)

第16条 新たに前条の俸給表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号俸は、初任給等基準により、その者の能力及び経歴並びに職務、責任の度合等を考慮して決定する。

(昇格・降格等)

第17条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給等基準の定めるところにより決定する。

第18条 削除

(昇給)

第19条 職員の昇給は、毎年7月1日に、前年4月1日から当該年3月31日までにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給等基準で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として初任給等基準で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（初任給等基準で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で初任給等基準で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給等基準で定める職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第20条 削除

第21条 削除

(予算遵守の原則)

第22条 第17条及び第19条に規定する昇給は、予算を考慮して行わなければならない。

第23条 削除

(任期付研究職員の給与)

第24条 任期付研究職員の号俸は、平成18年3月31日に受けていた俸給月額に対応する号俸とする。

2 理事長は、任期付研究職員のうち、この規程の施行の前日までの規定により俸給月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額を任期付研究職員業績手当として支給することができる。

- 3 前項に規定する任期付研究職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する任期付研究職員のうち、任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究職員業績手当（この規程の施行の前日までの規定による任期付研究職員業績手当を含む）の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の任期付研究職員としての研究業績に関し特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付研究職員に対し、当該基準日の属する月の期末・勤勉手当支給規則第24条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。
- 4 第2項の規定による任期付研究職員業績手当の支給は、予算を考慮して行わなければならない。

（俸給の調整額）

- 第25条 理事長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の調整額表を別に定める。
- 2 前項の俸給の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25をこえてはならない。
 - 3 前2項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、俸給の調整額支給規則で定める。

第2節 諸手当

（役職手当）

- 第26条 役職手当は、部長、次長、課長及びこれらと同等と見なされる職員（以下「特定管理職員」という。）に対し、その属する職務の級における最高の号棒の俸給月額の100分の25以内の額を支給する。
- 2 前項に規定する役職手当の月額は、第38条に規定する深夜勤務割増賃金を含むものとする。
 - 3 前1項の規定による職員のほか役職手当支給規則で定める職員に対し、役職手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役職手当支給規則で定める。

（初任給調整手当）

- 第27条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後初任給調整手当支給規則に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
- (1) 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で初任給調整手当支給規則で定めるもの。

月額249,100円

- (2) 事務職俸給表、研究職・技術職俸給表の適用を受ける職員の職のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（ただし、前条第3項の規定に基づき役職手当支給規則で指定する職で同規則の規定による役職手当に係る区分がI種のものを除く。）で初任給調整手当支給規則で定

めるもの

月額50,000円

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当の支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、初任給調整手当支給規則で定める。

(扶養手当)

第28条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、扶養手当支給規則で定める。

第29条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(前条2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は解雇された場合若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は解雇された日若しくは死

亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第30条 地域手当の月額は、千葉県千葉市に所在する事務所に勤務する職員にあっては100分の10の割合を、茨城県ひたちなか市に所在する事務所に勤務する職員にあっては100分の6の割合を、俸給、役職手当及び扶養手当の合計額に乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、地域手当支給規則で定める。

第31条 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員には、当分の間、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15の割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（地域手当の異動保障）

第32条 第30条第1項に規定する地域手当を支給されていた職員が、同項に定める地域以外の地域に異動した場合の地域手当に関しては、地域手当支給規則で定める。

- 2 給与法の適用を受ける職員又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち地域手当支給規則で定めるものに使用される者（以下「給与法適用職員等」という。）であった者が、引き続き研究所の職員となった場合の地域手当の支給については、地域手当支給規則で定める。

（広域異動手当）

第32条の2 職員がその在勤する事業所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき広域異動手当支給規則により算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として広域異動手当支給規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として広域異動手当支給規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の6

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の3

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 給与特例法適用職員等であつた者その他の広域異動手当支給規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して広域異動手当支給規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして広域異動手当支給規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、広域異動手当支給規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第28条から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、広域異動手当支給規則で定める。

(研究員調整手当)

第33条 研究員調整手当は、千葉県千葉市に所在する事務所に在勤する研究職俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上の職員に支給する。

2 研究員調整手当の月額は、俸給、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の

10から第30条で定める地域手当の割合及び第32条の2で定める広域異動手当の割合を減じた割合を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に関し必要な事項は、研究員調整手当支給規則で定める。
- 4 第1項の規定により研究員調整手当を支給される職員が、第32条第2項の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に関し必要な事項は、研究員調整手当支給規則で定める。

(住居手当)

第34条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他住居手当支給規則で定める職員を除く。)

(2) 第36条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他住居手当支給規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当支給規則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給規則で定める。

(通勤手当)

第35条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で通勤手当支給規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に

掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（以下この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として通勤手当支給規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。）につき、通勤手当支給規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員	4,100円
ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員	6,500円
ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員	8,900円
ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員	11,300円
ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員	13,700円
ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員	16,100円
チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員	18,500円
リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員	20,900円
ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員	21,800円
ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員	22,700円
ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員	23,600円
ワ 使用距離が片道60km以上である職員	24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当支給規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額、又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通勤手当支給規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして通勤手当支給規

則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤手当支給規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当支給規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当支給規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤手当支給規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して通勤手当支給規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして通勤手当支給規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間(通勤手当支給規則で定める通勤手当にあつては、通勤手当支給規則で定める期間)に係る最初の月の通勤手当支給規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の通勤手当支給規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当支給規則で定める額を返納させるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当支給規則で定める。

(単身赴任手当)

第36条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他単身赴任手当支給規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円(単身赴任手当支給規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が単身赴任手当支給規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,0

00円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当支給規則で定める額を加算した額)とする。

- 3 給与法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他単身赴任手当支給規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して単身赴任手当支給規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当支給規則で定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当支給規則で定める。

(特殊勤務手当)

- 第37条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、特殊勤務手当支給規則で定める。

(超過勤務手当)

第38条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間を越えて勤務した全時間が、1箇月について60時間を超えた場合、その超えた勤務1時間につき100分の25を、次に掲げる勤務の区分に応じた割合に加算した割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 第26条第1項に規定する職員には、前項の規定による超過勤務手当は支給しない。
- 3 第26条第3項に規定する職員には、第1項の規定により算出した額及び第38条の規定により算出した深夜勤務割増賃金を合わせた額(以下「対象額」という。)が役職手当の額を超えるときに限り、対象額から役職手当の額を減じた額を支給する。

第39条 削除

(夜勤手当)

第40条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第41条 第10条に規定する勤務1時間当たりの給与額、第38条及び前条の規定によ

り勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算出する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第42条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次に掲げる額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 入院患者の症状の急変等に対処するための医師の当直勤務 20,000円
- (2) 緊急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務 6,800円
- (3) 特殊な安全管理を必要とする重粒子がん治療装置等施設の安全確保等のための当直勤務 6,800円

2 前項の勤務は第38条から第40条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第43条 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当支給規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当支給規則で定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当支給規則で定める。

(期末手当)

第44条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第46条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給規則で定める日(次条及び第46条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第49条第7項の規定の適用を受ける職員及び期末・勤勉手当支給規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48、12月に支給する場合には100分の197を乗じて得た額(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、期末・勤勉手当支給規則で定める職員を除く。第47条において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合には100分の8、12月に支給する場合には100分の197を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 任期付研究職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の48」

とあるのは「100分の145」と、「100分の197」とあるのは「100分の150」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 5 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき期末・勤勉手当支給規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して期末・勤勉手当支給規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給規則に定める割合を乗じて得た額（期末・勤勉手当支給規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給規則で定める。

第45条 次の各号にいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第47条に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為につき懲戒解雇に相当する事実があったことが確認されたもの

第46条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を

確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

- (3) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事実があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、独立行政法人放射線医学総合研究所懲戒規程に規定する懲戒処分通知書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
 - (4) 一時差止処分を受けたものがその者の在職期間中の行為につき懲戒解雇に相当する事実がないと判明した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給規則で定める。

（勤勉手当）

- 第47条 勤勉手当は、6月1日に在職する職員に対し、前年4月1日から当該年3月31日までにおけるその者の勤務成績及び6月1日以前1年間の勤務期間の区分に応じて、6月の期末・勤勉手当支給規則で定める日に支給する。6月1日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（期末・勤勉手当支給規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が6月1日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に100分の150（特定幹部職員にあっては、100分の190）を乗じて得た額を超えてはならない。
 - 3 前項の勤勉手当基礎額は、6月1日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びに

これに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額とする。

- 4 第44条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第4項中「前項」とあるのは、「第47条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第45条中「前条第1項」とあるのは、「第47条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第47条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末・勤勉手当支給規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（任期付研究員についての適用除外）

第48条 削除

- 2 第25条から第29条、第34条及び第47条及び第52条第3項の規定は、任期付研究職員には適用しない。

第3章 給与の特例

（休職者等の給与）

- 第49条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養のため就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中、これに給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養のため就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（期末・勤勉手当支給規則で定めるところによる。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、長期の休養のため就業規則第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当（期末・勤勉手当支給規則で定めるところによる。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第39条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第39条第1項第3号から第7号の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者の給与支給規則で定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 就業規則第39条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない

限り、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第44条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により期末・勤勉手当支給規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末・勤勉手当支給規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第45条及び第46条の規定を準用する。この場合において、第45条中「前条第1項」とあるのは、「第49条第7項」と読み替えるものとする。

(俸給の半減)

第50条 第10条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（俸給の半減に関する規則で定めたものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（俸給の半減に関する規則で定める場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、俸給の半減に関する規則で定める。

(派遣職員の給与等)

第51条 就業規則第39条第1項第4号の規定により国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、派遣職員の給与支給規則で定めるところにより、俸給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

- 2 日本国内に在勤する派遣職員について、その派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が高いことその他の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不相当であると認められるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該職員に俸給等のそれぞれ100分の70未満を支給すること又は給与をしないことができる。
- 3 派遣職員（前項に規定する職員を除く。）の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、第1項本文の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 4 第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に対して支払うことができる。

(育児休業をする職員の給与等)

第52条 就業規則第43条の規定による育児休業をしている期間中の職員の給与については、支給しない。

- 2 第44条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第47条第1項に規定する6月1日に育児休業をしている職員のうち、6月1日以前

1年以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、期末・勤勉手当支給規則で定めるところによる勤勉手当を支給する。

- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、育児休業期間中の職員の給与等については、独立行政法人放射線医学総合研究所育児休業等規程で定める。

(介護休業をする職員の給与等)

- 第53条 職員が、就業規則第43条に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）の承認を受けた場合には、第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 2 介護休業のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至ったときは、介護休業期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。

(部分休業をする職員の給与)

- 第54条 職員が、就業規則第43条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則（平成18年4月1日 18規程第77号）

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 2 前項の場合において、旧級が2の職務の級に対応している職務の級であった職員の切替日における職務の級は、次に掲げる要件を満たす職員で理事長が定めるものにあつては、旧級に対応する同表の新級欄の下段に定める職務の級（以下「新設級」という。）とし、その他の職員にあつては、旧級に対応する同欄の上段に定める職務の級とする。
 - (1) 切替日の前日におけるその者の職務が、改正後の初任給等基準別表第1のそれぞれの俸給表に係る級別標準職務表に掲げる当該新設級の職務（その複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務を含む。）に該当するものであること。
 - (2) 職員の職務の級を当該新設級に決定する場合に必要な改正後の初任給等基準第4条に規定する級別資格基準を満たすこと。
 - (3) 旧級に在級していた年数が切替日の前日において1年以上であること又は改正前の初任給等基準第18条第3項ただし書の規定に該当すること。

(号俸の切替え)

- 第3条 切替日の前日において独立行政法人放射線医学総合研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1から別表第5及び別表第8の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員

を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- (1) 切替日前において特別昇給以外の事由により給与規程の改正等がないものとした場合において旧号俸等からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。） 旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、給与規程の改正等がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員（第4号及び第5号に掲げる職員を除く。） 旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間（旧号俸等を受けたとみなす日が切替日以後となる職員にあっては、0）
 - (3) 給与規程の改正等がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員（次号及び第5号に掲げる職員を除く。） 切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号俸等を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (4) 切替日の前日において次に掲げる職員であった者 0
 - イ 改正前の就業規則第39条の規定により休職にされていた職員
 - ロ 改正前の就業規則第36条の規定により派遣されていた職員
 - ハ 改正前の就業規則第41条の規定により育児休業をしていた職員
 - (5) 前号イからハまでに掲げる職員又は勤務時間規程第19条に規定する病気休暇若しくは介護休業のため引き続き勤務しない職員となった後、切替日前に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った者で、切替日の前日において、給与規程の改正等がないものとして改正前の初任給等基準第41条定める復職等の日の翌日から最初に昇給することとなる日（以下、「調整の時期」という。）に達していなかったもの 特定起算日（給与規程の改正等がないものとした場合におけるその者の当該調整の時期から旧号俸等からの昇給に係る昇給期間に相当する期間をさかのぼった日をいう。）から切替日の前日までの期間に相当する期間
 - (6) 給与規程の改正等がないものとした場合において改正前の職員給与規程第19条第3項本文の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員（前二号に掲げる職員を除く。） 0
- 2 前条第2項の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において給与規程別表第1から別表第5及び別表第8の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（以下、「旧俸給月額」という。）が旧級に応じた附則別表第4の旧俸給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧俸給月額及びその者が旧俸給月額を受けていた期間（前条第1項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に掲げる期間。以下、「経過期間」という。）に応じて別表第4に定める号俸
- (2) 旧級が事務職俸給表の1級である職員 理事長が定める号俸
- (3) 旧俸給月額が附則別表第5に掲げられている職員 新級、旧俸給月額及び経過期間に応じて附則別表第5に定める号俸

- (4) 新級が事務職俸給表の10級、研究職・技術職俸給表の6級、医療職俸給表(一)の5級となる職員のうち旧俸給月額が附則別表第5に掲げられていないもの 新級の15号俸
- (5) 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号俸

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第5条 平成8年4月1日から切替日の前日までにおいて職務の級を異にして異動した職員等の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の給実甲第1015号第4を準用し、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、施行日前の給与規程及び同規程に基づく初任給等基準の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(給与規程(21規程第42号。以下、「平成21年改正規程」という。))の施行日において、平成21年改正規程附則第2条第1項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(次に掲げる各号の一に該当する職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- (1) 切替日以降に俸給表の適用を異にせず、初任給等基準別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務へ異動した職員
- (2) 切替日以降に旧級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職していた期間、育児休業をしていた期間又は派遣法により派遣されていた期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた職員

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則9-120第4条の規定に準じて俸給を支給することができる。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員であつて、次に掲げる各号の一に該当するものについて、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

- (1) 切替日以降に国家公務員、地方公務員又はこれらに準ずる者から人事交流等により引き続き新たに職員となったもの(次号において、「人事交流職員という。))であつて、その者の受ける俸給月額がその者が切替日の前日に職員となったものとした場合に同日において受けることとなる俸給月額に相当する額に達しないこととなるもの
- (2) 人事交流職員であつて、当該人事交流職員となった日以降に前項に該当することとなったもの

4 第1項から前項の規定による俸給の支給について、この規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第25条第2項、第26条第2項、第44条第4項（同規程第47条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、職員給与規程第25条第2項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と改正後の給与規程（18規程第77号）附則第7条の規定による俸給の額との合計額」と、第44条第4項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の給与規程（18規程第77号）附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

第9条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第30条	100分の10	100分の10を超えない範囲内で地域手当支給規則で定める割合
	100分の6	100分の6を超えない範囲内で地域手当支給規則で定める割合
第31条	100分の15	100分の15を超えない範囲内で地域手当支給規則で定める割合

（平成18年度昇給時期の特例）

第10条 平成18年度における昇給時期については、第19条第1項中「7月1日」とあるのは「10月1日」とする。

附 則（平成18年6月13日 18規程第97号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年6月13日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則（平成19年3月8日 19規程第8号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成２０年２月１２日 ２０規程第２号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２０年２月１２日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。ただし、第４７条第１項、第４９条及び第５２条の改正規定は施行日から適用する。

第２条 適用日から施行日までの間の改正前の第１号任期付研究職員については、改正前の規程を適用するものとする。ただし、この規程の第４４条第３項については改正後の規定を適用するものとする。

附 則（平成２０年３月２５日 ２０規程第１４号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年４月２２日 ２０規程第５１号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２０年４月２２日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年１０月７日 ２０規程第６７号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２０年１０月７日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２１年３月３０日 ２１規程第２３号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２１年３月３０日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

附 則（平成２１年３月３０日 ２１規程第２６号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年６月８日 ２１規程第３３号）

（施行期日）

第１条 この規程は、平成２１年６月８日から施行し、平成２１年６月１日から適用する。

第２条 平成２１年６月に支給する期末手当に関する第４４条第２項及び第３項の規定の適用については、第４４条第２項中「１００分の６８」とあるのは「１００分の４８」と、「１００分の２８」とあるのは「１００分の８」と、同条第３項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」とする。

附 則（平成 21 年 1 2 月 1 日 21 規程第 4 2 号）
（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 21 年 1 2 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 21 年 1 2 月に支給する期末手当の額は、施行日後の第 4 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 1 2 月 1 日までの間に、職員以外の者、職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる者、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員、若しくは任期付研究職員から、これらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあつては、当該月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
研究職・技術職俸給表	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
医療職俸給表（二）	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表（三）	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から40号俸まで
	3 級	1号俸から16号俸まで
	4 級	1号俸から4号俸まで

（2）平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 9 日 22 規程第 4 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 22 年 6 月 30 日までの間における給与規程の適用に関する特例）

第 2 条 平成 22 年 6 月 30 日までの間における次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 30 条	100 分の 10	100 分の 10 を超えない範囲内で地域手当支給規則で定める割合
	100 分の 6	100 分の 6 を超えない範囲内で地域手当支給規則で定める割合
第 31 条	100 分の 15	100 分の 15 を超えない範囲内で地域手当支給規則で定める割合

附 則（平成 22 年 5 月 21 日 22 規程第 21 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 17 日 22 規程第 29 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 26 日 22 規程第 44 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

（55 歳を超える職員の俸給月額の特例）

第 2 条 当分の間、55 歳を超える職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下である者、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員、任期付研究職員を除く。）に対する俸給月額の支給に当たっては、当該職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後、当該職員の俸給月額から、当該俸給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額（その額を当該俸給月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、当該俸給月額を当該職員の俸給月額から減じた額）を減ずる。

2 第 1 項の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、前項により減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減ずる。

3 第 1 項の適用を受ける職員に対する期末手当、勤勉手当及び退職者の給与の支給に当

たつては、第1項及び第2項に準ずる。

俸給表	職務の級
事務職俸給表	5級
研究職・技術職俸給表	4級
医療職俸給表（二）	5級
医療職俸給表（三）	5級

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第3条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、施行日後の第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者、職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる者、医療職俸給表（一）の適用を受ける職員、若しくは任期付研究職員から、これらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、役職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間がある職員にあつては、当該月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
研究職・技術職俸給表	1級	1号俸から96号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで
	5級	1号俸から4号俸まで
医療職俸給表（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで

	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
医療職俸給表（三）	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から80号俸まで
	3 級	1号俸から56号俸まで
	4 級	1号俸から44号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から8号俸まで

（2）平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

2 前項第1号及び第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第4条 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（給与規程（22規程第44号。以下、「平成22年改正規程」という。）の施行日において、平成22年改正規程附則第3条第1項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（平成21年度減額改定対象職員以外の職員（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員又は任期付研究職員は除く。）については100分の99.83）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（次に掲げる各号の一に該当する職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

別表第1 事務職俸給表(第15条関係)

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200			
47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000			
48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			
56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800			
57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400			
58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200			
59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000			
60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800			
61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400			
62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000				

63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
86	239,700	295,700	344,500	385,700					
87	240,400	296,100	345,000	386,300					
88	241,100	296,500	345,500	386,900					
89	241,900	296,800	345,900	387,600					
90	242,400	297,200	346,400	388,200					
91	242,900	297,600	346,900	388,800					
92	243,400	298,000	347,400	389,400					
93	243,700	298,200	347,700	390,100					
94		298,600	348,200						
95		299,000	348,700						
96		299,400	349,200						
97		299,600	349,500						
98		300,000	350,000						
99		300,400	350,500						
100		300,800	351,000						
101		301,000	351,300						
102		301,400	351,700						
103		301,800	352,100						
104		302,200	352,500						
105		302,400	353,000						
106		302,800	353,400						
107		303,200	353,800						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200	355,100						
111		304,600	355,500						
112		305,000	355,900						
113		305,200	356,400						
114		305,600							
115		306,000							
116		306,400							
117		306,600							
118		306,900							
119		307,200							
120		307,500							
121		307,900							
122		308,200							
123		308,500							
124		308,800							
125		309,200							

別表第2 研究職・技術職俸給表(第15条関係)

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300	533,700
2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200	536,900
3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100	540,100
4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900	543,300
5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300	546,500
6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100	549,000
7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900	551,500
8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600	554,000
9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300	556,500
10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100	558,300
11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900	560,200
12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700	562,100
13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600	563,900
14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400	565,300
15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200	566,700
16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000	568,100
17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900	569,400
18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600	570,300
19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400	571,200
20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200	572,100
21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100	573,100
22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800	
23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500	
24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200	
25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000	
26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600	
27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200	
28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700	
29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300	
30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900	
31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500	
32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100	
33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400	
34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900	
35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400	
36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900	
37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500	
38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000	
39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500	
40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000	
41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600	
42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900	
43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200	
44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500	
45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600	
46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200	
47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800	
48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400	
49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100	
50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600	
51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000	
52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500	
53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800	
54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000	
55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200	
56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400	
57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600	
58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600	

59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
74	262,600	321,400	394,600		
75	264,000	322,500	395,300		
76	265,400	323,600	396,000		
77	266,500	324,700	396,800		
78	267,800	325,700	397,400		
79	269,100	326,700	398,100		
80	270,400	327,700	398,800		
81	271,800	328,800	399,500		
82	273,100	329,600	400,200		
83	274,400	330,300	400,900		
84	275,700	331,100	401,600		
85	276,900	332,000	402,200		
86	278,200	332,600	402,900		
87	279,500	333,200	403,600		
88	280,800	333,800	404,300		
89	281,900	334,200	404,900		
90	283,100	334,800			
91	284,300	335,400			
92	285,500	336,000			
93	286,600	336,400			
94	287,600	336,900			
95	288,600	337,400			
96	289,600	337,900			
97	290,200	338,500			
98	291,100	339,000			
99	292,000	339,500			
100	292,900	340,000			
101	293,800	340,600			
102	294,500	341,100			
103	295,200	341,600			
104	295,900	342,100			
105	296,700	342,700			
106	297,200	343,200			
107	297,700	343,700			
108	298,200	344,200			
109	298,700	344,800			
110	299,100	345,300			
111	299,500	345,800			
112	299,900	346,300			
113	300,300	346,900			
114	300,700	347,400			
115	301,100	347,900			
116	301,500	348,400			
117	301,900	349,000			
118	302,300	349,500			
119	302,700	350,000			
120	303,100	350,500			
121	303,400	351,100			

別表第3 医療職俸給表(一)(第15条関係)

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	237,700	323,400	390,600	467,100	563,600
2	240,200	326,500	393,500	469,400	566,700
3	242,700	329,600	396,400	471,700	569,800
4	245,200	332,700	399,300	474,000	572,900
5	247,600	335,600	402,000	476,300	575,900
6	251,400	338,900	404,800	478,500	578,300
7	255,200	342,200	407,600	480,700	580,700
8	259,000	345,500	410,400	482,900	583,100
9	262,600	348,600	413,000	485,200	585,400
10	266,600	351,800	415,700	487,300	586,900
11	270,600	355,000	418,400	489,400	588,400
12	274,600	358,200	421,100	491,500	589,900
13	278,500	361,300	423,600	493,600	591,400
14	282,500	365,000	426,100	495,700	592,500
15	286,500	368,700	428,600	497,800	593,600
16	290,500	372,400	431,100	499,900	594,700
17	294,300	376,000	433,400	502,000	595,900
18	297,900	378,800	435,800	504,000	596,900
19	301,500	381,600	438,200	506,000	597,900
20	305,100	384,400	440,600	508,000	598,900
21	308,800	387,300	442,900	509,800	599,900
22	312,600	389,900	445,300	511,700	
23	316,300	392,500	447,700	513,600	
24	320,000	395,100	450,100	515,500	
25	323,600	397,500	452,400	517,200	
26	326,500	399,800	454,700	519,000	
27	329,300	402,100	457,000	520,800	
28	332,100	404,400	459,300	522,600	
29	335,000	406,800	461,500	524,500	
30	337,400	408,900	463,800	526,300	
31	339,800	411,000	466,100	528,100	
32	342,200	413,100	468,400	529,900	
33	344,600	415,300	470,500	531,700	
34	347,100	417,300	472,600	533,500	
35	349,600	419,300	474,700	535,300	
36	352,100	421,300	476,800	537,100	
37	354,500	423,400	478,900	538,800	
38	356,900	425,400	480,700	540,400	
39	359,300	427,400	482,500	542,000	
40	361,700	429,400	484,300	543,600	
41	364,000	431,500	486,000	545,200	
42	365,500	433,300	487,800	546,600	
43	367,000	435,100	489,600	548,000	
44	368,500	436,900	491,400	549,400	
45	370,100	438,800	493,000	550,600	
46	371,600	440,600	494,800	551,600	
47	373,100	442,400	496,600	552,600	
48	374,600	444,200	498,400	553,600	
49	375,900	446,100	500,000	554,700	
50	376,900	447,900	501,300	555,600	
51	377,900	449,700	502,600	556,500	
52	378,900	451,500	503,900	557,400	
53	380,000	453,400	505,200	558,300	
54	380,900	454,600	506,500	559,200	
55	381,800	455,800	507,800	560,100	
56	382,700	457,000	509,100	561,000	

57	383,700	458,200	510,300	561,900
58	384,600	459,200	511,200	562,800
59	385,500	460,200	512,100	563,700
60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700	532,500	
83		476,300	533,400	
84		476,900	534,300	
85		477,400	535,100	
86		478,000	536,000	
87		478,600	536,900	
88		479,200	537,800	
89		479,700	538,600	
90		480,300		
91		480,900		
92		481,500		
93		482,000		
94		482,600		
95		483,200		
96		483,800		
97		484,300		

別表第4 医療職俸給表(二)(第15条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸 俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900	447,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	478,900
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800	480,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800	500,300
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300	
46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100	
47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900	
48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300	
50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100	
51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900	
52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700	
53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300	
54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200		

55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900
56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600
57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200
58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900
59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600
60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300
61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800
62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400
63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100
64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800
65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400	
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000	
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600	
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300	
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900	
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500	
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100	
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800	
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400	
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000	
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600	
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300	
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900	
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500	
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100	
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800	
86		292,200	329,700	351,600		
87		292,500	330,000	352,000		
88		292,800	330,400	352,400		
89		293,200	330,900	352,900		
90		293,500	331,300	353,300		
91		293,800	331,700	353,700		
92		294,100	332,100	354,100		
93		294,500	332,600	354,600		
94		294,800	332,900	355,000		
95		295,100	333,300	355,400		
96		295,400	333,700	355,800		
97		295,800	333,900	356,300		
98		296,100	334,300	356,700		
99		296,400	334,700	357,100		
100		296,700	335,100	357,500		
101		297,100	335,300	358,000		
102		297,400	335,700	358,400		
103		297,700	336,100	358,800		
104		298,000	336,500	359,200		
105		298,300	336,700	359,700		
106			337,100			
107			337,500			
108			337,900			
109			338,100			
110			338,500			
111			338,900			
112			339,300			
113			339,500			

別表第5 医療職俸給表(三)(第15条関係)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,100
6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,600
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,100
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	396,600
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	398,900
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	401,200
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	403,600
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	406,000
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	408,400
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	410,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	412,800
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	415,000
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	417,100
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	419,300
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000	439,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100
44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300	466,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000

53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,300
57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800	472,200
58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700	
59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600	
60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300	
63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800		
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400		
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000		
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600		
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100		
94	283,600	318,200	353,600	372,900			
95	284,600	319,000	354,300	373,400			
96	285,600	319,800	355,000	373,900			
97	286,500	320,500	355,500	374,500			
98	287,300	321,200	356,000	375,000			
99	288,100	321,900	356,500	375,500			
100	289,000	322,600	357,000	376,000			
101	289,800	323,100	357,600	376,600			
102	290,600	323,700	358,100	377,100			
103	291,400	324,300	358,600	377,600			
104	292,200	324,900	359,100	378,100			
105	292,900	325,300	359,700	378,700			
106	293,400	325,800	360,200	379,200			
107	293,900	326,300	360,700	379,700			
108	294,400	326,800	361,200	380,200			
109	294,900	327,300	361,700	380,800			
110	295,300	327,700	362,200	381,300			
111	295,700	328,100	362,700	381,800			

112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200			
115	297,300	329,700	364,700			
116	297,700	330,000	365,100			
117	298,000	330,300	365,500			
118	298,400	330,700	366,000			
119	298,800	331,100	366,500			
120	299,200	331,500	367,000			
121	299,500	331,700	367,400			
122	299,900	332,100	367,900			
123	300,300	332,500	368,400			
124	300,700	332,900	368,900			
125	300,900	333,100	369,300			
126	301,300	333,500				
127	301,700	333,900				
128	302,100	334,300				
129	302,300	334,600				
130	302,700	335,000				
131	303,100	335,400				
132	303,500	335,800				
133	303,700	336,100				
134	304,100	336,500				
135	304,500	336,900				
136	304,900	337,300				
137	305,100	337,600				
138	305,500	338,000				
139	305,900	338,400				
140	306,300	338,800				
141	306,500	339,100				
142	306,900	339,500				
143	307,300	339,900				
144	307,700	340,300				
145	307,900	340,600				
146	308,300	341,000				
147	308,700	341,400				
148	309,100	341,800				
149	309,300	342,100				
150	309,600	342,500				
151	309,900	342,900				
152	310,200	343,300				
153	310,600	343,600				
154	310,900					
155	311,200					
156	311,500					
157	311,900					
158	312,200					
159	312,500					
160	312,800					
161	313,200					
162	313,500					
163	313,800					
164	314,100					
165	314,500					
166	314,800					
167	315,100					
168	315,400					
169	315,800					

別表第6 任期付研究職員俸給表(第15条関係)

号	俸	俸給月額
		円
	1	336,000
	2	375,000
	3	405,000